

第5回 通信政策特別委員会 外資規制の現状と課題

慶應義塾大学大学院法務研究科
渡井 理佳子

外資規制の現状と課題

〈論点〉 情報通信分野における外資規制をどのように考えるか。

- I 外資規制の根拠
- II NTT法の外資規制
- III 外国為替及び外国貿易法(外為法)の外資規制
- IV 情報通信分野における国の安全の確保
- V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制
- VI 終わりに

I 外資規制の根拠

● 1961年 OECD資本移動自由化コード

➤ 2条

各国に、自由化を留保する業種を定めることを認めている。

各国は、附属書において留保を通告している。

→ 外為法27条3号1号ロ

➤ 3条

本コードは加盟国が以下の目的で必要と考える行動を取ることを妨げない。

- i) 公の秩序を維持し、又は公衆の衛生、道徳及び安全を保護すること
- ii) 加盟国の安全保障上のために不可欠な利益を保護すること
- iii) 国際の平和及び安全に関する義務を履行すること

→ 外為法27条3項1号イ「国の安全」「公の秩序の維持」「公衆の安全の保護」

JAPAN

- List A, I/A, B Direct investment:
- In the country concerned by non-residents.
Remark: The reservation applies only to:
 - i) investment in the following sectors:
 - a) primary industry related to agriculture, forestry and fisheries;
 - b) mining;
 - c) oil;
 - d) leather and leather products manufacturing;
 - ii) investment in air transport;
 - iii) investment in maritime transport;
 - iv) foreign capital participation, direct and/or indirect, in Nippon Telegraph and Telephone Corporation (NTT) must be less than one-third.
 - Abroad by residents.
Remark: The reservation applies only to investments in an enterprise engaged in fishing regulated by international treaties to which Japan is a party or fishing operations coming under the Japanese Fisheries Law.

Ⅱ NTT法の外資規制(1)

● NTT法における出資規制(6条)

電気通信法制研究会『逐条解説』(1984年)

「電気通信は、国民生活や社会経済活動に不可欠なインフラであり、国の神経系統として、国の安全保障にも深く係わる。」



経営の自主性確保の観点から、日本国籍を有しない人、外国政府・その代表者、外国法人・団体が、直接・間接にNTTの意思決定に対して影響を与えることを制限

- 昭和59(1984)年制定時 外国人等による株式所有を制限
 - 平成4(1992)年改正 外国人等による議決権割合が5分の1以上となることを制限
 - 平成13(2001)年改正 外国人等による議決権割合が3分の1以上となることを制限
- 3分の1を超えると、株主名簿への記載・記録がされなくなる。

● 出資比率と会社法上の効果

会社法との関係では、議決権の3分の1超を保有すれば、特別決議案の否決を通じ、相当程度の経営支配が可能となる。

Ⅱ NTT法の外資規制(2)

● NTT法における外国人役員就任規制(10条)

平成4(1992)年改正により、外資による株式取得が可能となったことに伴い導入

第123国会・衆議院通信委員会(平成4年5月13日)森本哲夫政府委員

➤ 導入の理由

「会社の役員は、会社の経営上の重要な事項に関しまして関与するわけでございますので、……外国からの影響力に対して……基幹的通信業務として**経営の自主性を確保**するというためには、役員就任についても外国人について制限を加えるということが適当であろうと判断した次第」

➤ 海外の反応

アメリカ・イギリスからは、「今回の法改正の考え方については特段の意見というか、異論というものは出ておりませんで、全体としては肯定的な反応があった」

● 基幹的電気通信事業者に対する外資規制

情報通信分野において、経営の自主性の確保のための外国性の制限は、重要な保護法益と認められる。

Ⅲ 外国為替及び外国貿易法(外為法)の外資規制(1)

● 対内直接投資と外為法による規制

昭和42(1967)年6月2日 外資審議会答申「対内直接投資の自由化について」

- 外国の優れた技術の導入が可能となる
- 競争原理による刺激の活用により経済の効率化が促進される
- 経営の合理化・近代化が促進される
- 消費者利益の増進を図り、貿易拡大を期待し得る



外為法は、投資活動の自由を前提としつつ、外国投資家(26条1項)による日本企業の経営への影響力に注目して、問題となる場合に対処するための審査制度を設けている。そこで、外国投資家が影響力を行使することのできるような一定の行為を対内直接投資等(26条2項)として規定している。

● 外為法の対内直接投資規制(27条)

対内直接投資は、事後届出制が原則であるが、外国投資家が**指定業種**を営む日本企業に株式取得等を行う場合は、事前の届出と財務大臣・事業所管大臣による審査が義務付けられている。しかし、経営に関与しない等の一定の基準の遵守を前提に事前届出の免除制度がある。

Ⅲ 外国為替及び外国貿易法(外為法)の外資規制(2)

● 指定業種の分類(27条3項1号)

➤ 国の安全

武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造、サイバーセキュリティ関連、等

➤ 公の秩序の維持

電気、ガス、熱供給、**通信事業**、放送事業、水道、鉄道、旅客運送、等

➤ 公衆安全の保護

生物学的製剤製造、警備業

➤ 日本経済の円滑な運営(OECD資本移動自由化コード2条による自由化留保)

農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業、**電信電話業**

● コア業種(国の安全等を損なうおそれ大きい業種)

事前届出の免除制度の利用要件に上乘せがある。

財務省「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」において、NTTはコア業種に分類されている。

IV 情報通信分野における国の安全の確保(1)

● NTT法の外資規制の特徴

- 出資規制は、議決権に着目した規律であり、それを投資家や行政機関ではなく、NTT自身で行う仕組みになっている。
- NTTの経営の自主性は、現行の外資規制によって確保されている。
- NTT法の外資規制は、同法の下での業務・責務を実現するための手段である。

● 外為法の外資規制の特徴

- 議決権以外にも着目した規律であり、事前届出対象業種について投資家自身が届出をし、投資計画の審査を受ける仕組みとなっている。
- 平成20(2008)年に、イギリスの投資ファンドがJパワーの株式の買増を計画した際に、外為法に基づいて中止命令が出された。仮に、日本国籍の投資家が同じ目的から投資をした場合には、規制の対象外となる。 → 外為法の限界

IV 情報通信分野における国の安全の確保(2)

- 外為法の規制を強化する場合

- 資金調達上の支障？

令和元(2019)年の外為法の告示改正では、事前届出対象業種として、情報処理関連の機器・部品製造業種、情報処理関連のソフトウェア製造業種、情報通信サービス関連業種を追加した。

→ 一般財団法人日本ベンチャーキャピタル協会プレスリリース(2019年9月9日)
資金調達を最も必要とするスタートアップ時のベンチャー企業に負の影響

- 対日直接投資の促進政策との関係？

令和5(2023)年「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」
令和12(2030)年までの対日直接投資の残高の目標を、80兆円から100兆円に積み増す方針を打ち出した。



外為法の規制を強化する場合には、その影響についての検討を要する。

IV 情報通信分野における国の安全の確保(3)

- 電気通信事業法で外資規制を再び設ける場合

- 国際法との関係？

日本は、サービス貿易をめぐるウルグアイ・ラウンドとその後に行われた電気通信分野の交渉において高い水準の自由化を約束した。そして、平成9(1997)年のWTO基本電気通信交渉の合意の結果、NTTを除いて外資規制を撤廃した。



電気通信事業法で、再び一定規模以上の複数の事業者に外資規制を導入することについては、国際的な交渉が必要であり、これには長期化が予想される。

事業法による規制は、かつては相互主義がとられていたこともあり、日本の対外投資に影響が出る可能性も考えられる。

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(1)

● 業種横断的規制 Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA)

審査機関	審査段階・期間	次の段階への移行要件
対米外国投資委員会 CFIUS	通知前手続	申告(一定の場合に義務) 申告期間:取引完了30日前まで、委員会は30日以内に判断
	第1次審査 45日間	買収計画当事者からの任意の通知によって審査開始 第2次審査への移行要件 ・ 安全保障上のリスクの存在、外国政府による投資計画、重要インフラに関わる投資計画 ・ 主務官庁が第2次審査を推奨・委員会が承認
	第2次審査 45日間 (最長60日)	安全保障への脅威の軽減に向け、軽減合意の成立を目指す 第3次審査への移行要件 ・ 軽減合意未成立、第2次審査で承認出ず
大統領	第3次審査 15日間	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アメリカ国内の事業・資産に対する権益を取得することになる外国人投資家が、安全保障を損なう行動をとることにつき信頼できる証拠 ➤ 国家緊急経済権限法による以外、安全保障確保の手段なし <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">投資計画に対する中止命令</p>

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(2)

● 大統領の中止命令

年	大統領	外国投資家	概要
1990	ブッシュ	中国	宇宙航空技術輸出入公司(CATIC)によるアメリカの航空機部品メーカーMAMCOの買収。
2012	オバマ	中国	三一重工の関連企業Rallsによるアメリカの風力発電関連企業4社の買収。買収成立後の審査開始事案。
2016	オバマ	中国	投資ファンド福建芯片投資基金によるドイツの半導体企業AIXTRONの買収。ドイツ側はいったん承認。
2017	トランプ	中国	投資ファンドCanyon Bridgeによるアメリカの半導体企業Latticeの買収。
2018	トランプ	シンガポール	半導体企業Broadcomによるアメリカの半導体企業Qualcommの買収。
2020	トランプ	中国	ソフトウェア開発企業Beijing Shijiによるアメリカのホテル向けクラウドサービス事業StayNTouchの買収。
2020	トランプ	中国	プラットフォーム運営企業ByteDanceによるアメリカのソーシャルメディアサービスmusical.lyの買収。

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(3)

● 審査の考慮要素 50 USC § 4565(f)(1)-(11)

1988年の 5項目	国防・ 軍事 関係	①国防上の必要性において要求される国内生産 ②国防上の要件を満たすため国内産業の能力・体制 ③外国人による支配が、②に及ぼす影響 ④投資計画が軍事物資、装備、または技術の販売に及ぼす潜在的な影響 ⑤アメリカの技術上の優位に及ぼす「潜在的な影響」
2007年の 追加6項目	国土 安全 保障 関係	⑥重要インフラにもたらす潜在的影響 ⑦重要技術にもたらす潜在的影響 ⑧外国政府による支配の可能性 ⑨外国投資家の国籍国の核不拡散防止、テロ対策におけるアメリカとの協力関係、軍事技術への転用可能性 ⑩エネルギー供給、重要資源・物資の調達の長期見通しに与える影響 ⑪大統領・CFIUSが重要と考える他の要素

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(4)

● 審査の考慮要素 TIDアメリカ事業関連

FIRMAの
議会決議
追加6項目

機
微
技
術
・
デ
ー
タ
保
護
関
係

- ⑫特別懸念国による重要技術および重要インフラの獲得
- ⑬重要インフラ、エネルギー資産、重要材料、重要技術に対する支配・取引の傾向
- ⑭外国投資家のアメリカ法遵守状況
- ⑮人材、製品、技術、材料、その他の供給に影響を及ぼすアメリカ産業・商業活動の支配
- ⑯アメリカ市民の機微データのアクセス、入手
- ⑰サイバーセキュリティの脆弱性の創出

2022年
大統領令
14083号に
よる具体化

- ⑱サプライチェーンの強靱化
- ⑲技術面のリーダーシップ
- ⑳特定の分野・技術への投資の増加傾向の把握
- ㉑サイバーセキュリティの確保
- ㉒データ保護

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(5)

● 業種横断的規制の運用

- 同盟国との関係 50 U.S.C. § 4565(c)(3)
安全保障に必要な限りで、CFIUSの持つ情報を同盟国と共有することができ、そのために必要な手続を定めることとなっている。
- 特定懸念国 (Country of Special Concern) 50 U.S.C. § 4565(a)(4)
重要な技術・重要インフラの獲得を戦略的な目標として掲げる特定懸念国に関わる取引であるかどうか、審査の際の考慮要素となっている。
→CHIPS法では中国・ロシア・イラン・北朝鮮を挙げている。
- 例外国 (Excepted Foreign State) 31 C.F.R. § § 800.218, 800.214
CFIUSが認定した国家で、安全保障上のリスクとの関係で対内直接投資を分析し、アメリカとの連携を可能とする手続を制定し、それを実際に運用している旨をCFIUSが確認した国家が「ホワイト国」となる。
→ Five Eyes オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・イギリス

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(6)

● 通信法214条の外資規制 (47 U.S.C. § 214): 線路の敷設免許

- 電気通信事業への参入にあたっては、公共の便宜および必要 (Public Convenience and Necessity) について、連邦通信委員会(FCC)の承認を要する。
- 外国事業者の申請については、外交政策や通商上の懸念 (Foreign Policy and Trade Concerns) が考慮要素となっている。(FCC97-398)。
 - 日本政府は、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下での対話において、米国政府に対し公平な参入機会や予見可能性の確保を要望した。

● 通信法310条の外資規制 (47 U.S.C. § 310): 無線局免許

直接投資5分の1まで、間接投資4分の1までとなっている。
WTO加盟国による間接投資は、4分の1を超えても認めることができる。

● 本年4月20日 FCCの命令および規則案 (88 Fed. Reg. 50486, Aug. 1, 2023)

- 命令は、214条の免許の取得者に一度限りの外国人出資比率の情報提供義務
- 規則案は、214条の免許の更新手続の実施につき、FCCとチーム・テレコムが安全保障の観点から審査を行うこと等の内容

V 情報通信分野におけるアメリカの外資規制(7)

● チーム・テレコムによる審査をめぐる問題

- 平成9(1997)年のWTO基本電気通信交渉の合意以降、法的な根拠を持たない組織であるチーム・テレコムがFCCの免許の審査に関わるようになった。
- チーム・テレコムの審査は長期化する傾向にあり、平成23(2011)年にChina Mobileが申請した214条の免許申請は7年以上を経てから拒否されるなど、透明性および予見可能性の欠如が問題となっていた。

● 2020年4月4日大統領令13913号 新チーム・テレコム

令和2(2020)年の大統領令によって、チーム・テレコムは正式な機関となり、名称も Committee for the Assessment of Foreign Participation in the United States Telecommunications Service Sector と改められ、通信法214条・310条を含む審査の手続が明確となった。214条の免許の更新手続の例のように、チーム・テレコムの権限は、拡大していくことが予想される。



アメリカにおいては米中対立を背景に、業種横断的規制の強化に加えて、通信法の規制強化が進んでいる。

VI 終わりに

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）
 - 国民生活を守るため、外交や防衛に加えて経済面からの取組みが重視されるようになってきている。
 - 令和4(2022)年に成立した経済安全保障推進法では、特定社会基盤役務の安定的な供給確保のために、事業者による設備の導入や維持管理等の委託について事前審査制度を設けた。 → 電気通信事業も対象
- 情報通信分野における国の安全を確保するための外国性の制限
 - 保護法益の重要性、対日直接投資の促進政策、そして経済安全保障の観点からは、引き続きNTT法と外為法による外資規制によることが考えられる。
 - 国際化の要請を含む産業界のニーズをふまえながら、外資規制を柔軟に見直すことは必要である。
 - これまでの委員会の議論からは、外国人役員就任規制について他の事業の例も参考にしつつ、緩和をしていくことが考えられる。

主要参考文献

- 石岡克俊編
『コンメンタールNTT法』（三省堂、2011年）
- 今村英章・桜田雄紀
『詳解外為法: 対内直接投資等・特定取得編』（商事法務、2021年）
- 大川信太郎
『外為法に基づく投資管理: 重要土地等調査法・FIRRMAも踏まえた理論と実務』（中央経済社、2022年）
- 電気通信法制研究会編
『逐条解説電気通信事業法 附: 日本電信電話株式会社法』（第一法規、1984年）
- 渡井理佳子
『経済安全保障と対内直接投資: アメリカにおける規制の変遷と日本の動向』（信山社、2023年）

以上